

平成30年4月定例農業委員会議事録

1. 日 時	平成30年4月27日 午後2時30分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊟遅刻 ㊟早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	○ 12番 梶山 達男
○ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 19名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 岩木 保徳
○ 大石 裕	○ 鈴立 企一	○ 百枝 純治
○ 立山 義典	○ 早坂 勇	○ 松尾 和広
○ 吉田 政明	○ 北川 廣海	
○ 松永 勝也	○ 松瀬 義之	
○ 萩原 健詞	○ 村田 勝美	
○ 紙本 政信	○ 川下 實	
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 眞弓 朋治	次 長 森田 俊行	係 長 辻田 三代子
主 任 瀬尾 幸久	主 査 横山 雄治	副主任 前川 祐樹
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
3 番 柿 山 享	4 番 大 久 保 純 三	

局 長

皆様こんにちは。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

農業委員の皆様におかれましては、4月3日の臨時総会に続く2回目の総会。農地利用最適化推進委員の皆様におかれましては、4月18日の任命式と研修会以降の初の総会となります。

これから、3年間どうぞよろしく願いいたします。

4月18日に研修会を行いました。時間的にも短く、1回の研修会のみでは、不十分なところが多々あるかと思えます。今後も総会の場を利用させていただきながら、研修を続けていきたいと思えます。

さて、本日お配りしている資料に、4月27日付の「全国農業新聞」の一面がございます。

「第10回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰」におきまして、松浦市農業委員会が農林水産大臣賞を受賞することが決定いたしました。

この表彰は、単年度の努力ではなく、平成23年度から平成28年度までの実績が評価されたもので、中央審査委員会会長、明治大学名誉教授 井上和衛氏の評価にもございますが、「取り組みはオーソドックスだが、国・県・市の関連諸事業と連動したシステムティックなものであると同時に、担い手と地権者の意向にきめ細かく配慮したものであり、まさに「農地利用再生支援組織」としての模範的な活動であると評価される」との言葉が掲載されております。この言葉は、コツコツとしたたゆまない農業委員の皆様への努力による活動が、この賞に反映されたということだと感じております。

なお、5月30日に開催される、全国農業委員会会長大会において、表彰式が開催されることになっておりますので、6月の総会の折には、そのご報告もさせていただきたいと考えております。

また、今後、全国でも「松浦市農業委員会」の取り組みが注目されることになろうかと思えます。

この賞に恥じないように、取り組みを進めてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

さて、話題は変わりますが、今の時期は、福島・鷹島を中心に、早期水稲の田植えで忙しいことと思えます。これから農作業が忙しくなりますが、過去に事故も発生しておりますので、皆様や地域の方々に農業機械の事故、怪我がないように十分ご注意をいただくように、周知させていただきたいと思っております。

また、今年も松浦地域再生協議会では、5月7日の月曜日から5月24日までの間、経営所得安定対策の申請受付が行われます。

水稲の補償が終わったことから、例年と異なり各町の支所、公民館で集中して受付が行われますので、間違われぬようにご注意願いたいと思えます。

それでは、山川会長のご挨拶を受けまして、4月の定例会に入りたいと思えます。

会 長

皆様、こんにちは。本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日、13時30分から長年農業委員として勤務されました、福島の田中裕志さん、星鹿の増山サエ子さんに対しまして、市長のほうから功労者表彰がございました。ここで皆様にお伝えいたします。

今日の総会は、新体制になってから初めての総会でもございますので、農業委員会の組織について、少し触れさせていただきたいと思っております。農業委員会というのは、地方自治法180条で、市町村で置かなければならない委員会と定められております。市長部局からは独立した組織でございまして、当然農業委員会の職員も、市長部局から出向して農業委員会のほうに来るということとなります。業務内容は、農地法あるいは農業委員会法で定められておりまして、農業生産力の増進、農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与することを目的とする組織であると謳われております。具体的な取組としては、農地法3条、4条、5条等の法令業務の審査もありますが、基本的には農地利用の最適化です。これは、前回もお話したと思っておりますが、農地利用の最適化とは、認定農業者等意欲のある担い手の集積や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といったような取り組みで、農業委員並びに農地利用最適化推進委員に課せられた大きな職務でございます。今後、皆様方には業務の遂行にあたりまして、お世話いただくこととなりますが、よろしくお願い申し上げます。

それから、4月10日に県庁におきまして、農林水産大臣賞の伝達式がございました。農林部長より農林水産大臣賞を受けたところでございます。受賞の理由は遊休農地対策、あるいは新規就農者対策、JR九州ファーム等の企業新規参入対策等に貢献があったということでございます。また、本日、全国農業新聞では1面に「第10回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰」として掲載されております。耕作放棄地発生防止・解消活動における松浦市の取り組みが評価され、農林水産大臣賞が決まったわけでございます。このように、ダブルで表彰を受けたのはおそらく全国で初めてだと思います。「耕作放棄地発生防止・解消活動」につきましては、平成25年度に、五島市が農林大臣表彰を受けました。ですから、長崎県では2例目になります。農業委員会等の表彰を受けたというのは、長崎県ではありませんでした。大変めでたい受賞ではありますが、反面、大きなプレッシャーを感じるところでございます。今後、松浦市農業委員会は県下の模範となるような、取り組みや実績が求められます。皆様方には一層のご協力を申し上げます。

それでは、総会に入らせていただきます。まず欠席委員の報告でございしますが、最適化推進委員の安永委員さんから、欠席届が出ております。

次に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。3番 柿山委員、4番 大久保委員 よろしく願いいたします。

それでは、各種報告から入らせていただきます。

事務局

各種報告に入ります。総会資料1ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）についてご説明いたします。

※ 農地法第18条第6項

…農地の貸し借りを解約する場合は、農業委員会に通知しなければなら

ない…となっており、届出がなされたものになります。

1 件目の貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が志佐町笛吹免の 2 筆で地目は田、合計面積が 2,866 m²、通知年月日が平成 30 年 1 月 4 日、受付年月日が平成 30 年 3 月 16 日です。賃貸借契約期間は平成 29 年 7 月 10 日から平成 39 年 7 月 9 日までの 10 年となっておりましたが、あっせん事業による解約になります。

2 件目の貸人、借人は記載のとおりです。農地の所在が志佐町笛吹免の 2 筆で地目は田。合計面積が 2,866 m²、通知年月日が平成 30 年 1 月 4 日、受付年月日が平成 30 年 3 月 16 日です。賃貸借契約期間は平成 29 年 7 月 10 日から平成 39 年 7 月 9 日までの 10 年となっておりましたが、あっせん事業による解約になります。

3 件目の貸人、借人は記載のとおりで、農地の所在が志佐町池成免の 7 筆、地目はいずれも田、合計面積が 4,391 m²です。通知年月日が平成 30 年 3 月 19 日、受付年月日は平成 30 年 3 月 23 日です。賃貸借契約期間は平成 29 年 3 月 30 日から平成 39 年 3 月 29 日までの 10 年となっておりましたが、借人が亡くなられたことによる解約になります。

4 件目の貸人、借人は記載のとおり、農地の所在が御厨町郭公尾免の 1 筆で地目は田、面積が 2,362 m²、通知年月日が平成 30 年 4 月 12 日、同日受付です。賃貸借契約期間は平成 24 年 6 月 20 日から平成 30 年 6 月 19 日までの 6 年となっておりましたが、貸人の都合による解約になります。

続きまして、2a 未満農業用施設整備届の受理報告でございます。

通常、農地を農地以外のものにするためには、農地法 4 条、5 条の許可が必要となりますが、許可を必要としない許可不要案件というのがあります。ここに記載しております 2a 未満農業用施設整備届の他に、携帯電話の基地局を設置する場合、嵩上げなどにより農地を改良する場合、国や県が道路を造る場合などがあります。

それでは、ご説明いたします。届出人は記載のとおり、農地の表示が今福町北免、地目は畑で面積は 424 m²、届出面積は 152 m²です。届出事由は農業用倉庫を建てられるということで、玄関前にある古くなった農業用倉庫を解いて新しく建て直すものでございます。届出年月日は平成 30 年 3 月 19 日、同日受理し、同日、地区担当の武部委員と現地調査を行っております。

次に申請事件の処理状況について読み上げさせていただきます。

(提案事件の集計表以下、表の読み上げ)

< 申請事件の処理状況 >

農地法関係

平成30年3月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	譲渡人氏名	譲受人氏名	一般個人住宅	332 m ²	H30.4.16 許可

< 提案事件の集計表 >

農地法関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第3条	経営規模拡大	3	6,063 m ²	16,831 m ²	22,894 m ²

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第5条	牛舎及び堆肥舎建設	1		3,253 m ²	3,253 m ²

証明関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
非農地証明		1		556 m ²	556 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		17	30,736 m ²	10,477 m ²	41,213 m ²
	賃借権	13	25,253 m ²	10,477 m ²	35,730 m ²
	使用貸借	4	5,483 m ²		5,483 m ²
計		17	30,736 m ²	10,477 m ²	41,213 m ²

意見書関係

内容	筆数	面		
		田	畑	積計
農用地利用配分計画(案)について	32	19,119 m ²	4,977 m ²	24,096 m ²
農業振興地域整備計画の変更について	13	2,557 m ²	42,147 m ²	44,704 m ²

承認関係

内容	筆数	面		
		田	畑	積計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	2	1,253 m ²		1,253 m ²
平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(案)の公表について		/		
平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の公表について				

- 議長 各種報告が終わりました。これらの中で、皆様方からご質疑等ございませんか。
- 何もありませんね。
- 推進委員の皆様をお願いしておきますが、意見はどしどしいただければと思います。
- よろしいでしょうか。
- 委員 はい。
- 議長 それでは、付議事項に入らせていただきます。
議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
- 事務局 議案第 27 号 事件番号 1 番農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。
事件番号 1 申請事由についてご説明いたします。譲渡人、譲受人については、記載のとおりであります。譲受人は、今福町地元の出身であり、経営規模を拡大したいとの意向により、双方合意による所有権移転の許可申請であります。
申請地は、今福町仏坂免、地目は畑で合計 5 筆 5,033 ㎡です。譲受人世帯の経営状況は、経営面積が 7,382 ㎡、農従者 1 名、譲受人の農業従事日数は、年間 150 日となっております。
以上の状況により農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。
事件番号 2 番につきましては、貸人は記載のとおりであります。平成 9 年当時、農業者年金の経営移譲年金受給申請手続きの折、長男に経営委譲されておられました。平成 30 年 1 月 11 日に長男が死亡されたのに伴い、今回、次男に耕作者を変えるための親子間貸借による権利の設定であります。期間は 10 年での使用貸借になっております。内容といたしましては、御厨町池田免、星鹿町北久保免及び牟田免の所在で、いずれも自宅近傍地の田が 8 筆で 5,712 ㎡、畑が 22 筆で 11,798 ㎡、合計 30 筆の 17,510 ㎡を設定するものであります。経営面積は 20,432 ㎡、農従者 2 名で農業従事日数は、300 日となっております。
農地法第 3 条の規定による許可申請 2 件は以上のおりの内容であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 議案の説明が終わりました。ここで地元委員さんのご意見をお伺いします。
- 9 番 9 番 崎田です。今、事務局のほうから説明があったとおりでと思います。譲渡人は市外に住んでおられて、家は空き家になっており、畑も残

っていたという状況です。かねてから譲渡人は譲受人に管理をお願いし、譲受人は野菜等を作っておられました。こちらは、本人の希望で出てきた申請で、特に問題はないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、事件番号2についても地元委員さんのご意見をお願いいたします。

16 番 16 番 藤川です。事務局の説明のとおり、長男さんが亡くなられ、次男さんとお父さんが親子で農業を営んでおられます。お父さんのほうから次男に名義を変えるからよろしく願いますとのご連絡がありました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員さんからも、特に問題はないということでございます。
ここで、皆様方から質疑を受けたいと思います。何かご意見等はございませんか。

15 番 15 番 武部です。事件番号2についてですが、こちらは使用貸借という形ですけれども、これをもって、3 条の申請をして自分のものにすることはできるのでしょうか。

事務局 許可要件が、3 条ですと賃貸借・使用貸借・所有権の移転があります。今回については、3 条の申請そのものが使用貸借という権利でなされておりますので、権利移動には使えません。

議 長 いいでしょうか。
何か、ほかにごございませんか。
推進委員さんからも、何か分かりにくいところがあればご質問いただいて結構です。

ごございませんね。

よろしいですか。

委 員 はい。

議 長 それでは、議案第 27 号は異議なしと認めます。よって、申請どおり許可するものといたします。

次に、議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題とします。これは、農業委員に係るものとなりますので、関係委員の退席をお願いします。

(関係委員 退席)

- 事務局 議案第 28 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、事件番号 1 番についてご説明いたします。
- 譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請地は福島町喜内瀬免、地目は田、面積は 351 m²です。申請事由は、譲渡人においては経営規模縮小のため、譲受人においては経営規模拡大のためであり、双方が合意したことで所有権移転の許可申請がなされたものであります。譲受人の農業従事日数は年間 250 日、経営面積は 16,114 m²、農従者は 3 名で世帯の経営状況は水稲 90 a、イチゴ 20 a、アスパラ 10 a を作付されております。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
- 農地法第 3 条の規定による許可申請は以上のとおりの内容であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 議案の説明が終わりました。ここで地元委員さんのご意見をお伺いします。
- 推進委員 推進委員の早坂です。こちらは、特に問題ないと判断しました。ひとつ質問なのですが、こちらの 10 a 当たりの価格はどのようにして出てきているのでしょうか。
- 事務局 こちらは、まず、田一枚当たりの価格を 30 万円とお聞きしました。そこから逆算して記載しております。
- 議長 今、推進委員の早坂委員からも問題ないというご意見をいただきました。こちらについて、何か質問等はございませんか。
- 質問もないようですので、議案どおり決定することに異議はございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長 異議なしと認めます。よって、議案第 28 号は申請どおり許可するものといたします。
- (関係委員 着席)
- 次に、議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。
- 事務局 議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事件番号 1 番から申請書に基づき調査した結果を説明いたします
- 現地の位置図を議案の 50 ページに、字図は 51 ページに添付しております。申請地は、志佐町長野免の畑で 3,253 m²です。農地の区分は、農業振興地域内農用地外にある農地で第 2 種農地であります。転用の目的は、48

頭規模の牛舎1棟と堆肥舎1棟を建築するものであります。これは畜産クラスター事業という補助事業を活用することとしており、畜産クラスター協議会が事業主体、農協が取組主体となって牛舎を建築し、建築後に畜産農家に貸し出すことを目的としております。貸出先の畜産農家は現在、肉用牛17頭を飼養されており、事業実施後は当該地に成牛48頭規模を増頭する計画です。土地利用計画図は議案の52ページに添付しております。造成計画は、切土、盛土とも最高1mで法面保護を行うこととなっております。排水計画は、雨水排水のみで溜枡に集めることとなっております。資金計画は自己資金と補助金で口座の残高証明書と補助金の割り当て内報が添付されております。以上の状況により、特に問題ないと判断いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請1件は以上のとおりの内容であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりましたので、地元委員さんのご意見をお聞きしたいと思えます。

15番 15番 松永です。先日、現地を確認してきました。建築予定地の長野地区の方が、カルキアレルギーをお持ちのお子さんのために雨水を飲料水として利用されております。牛舎が建つのはあまり好ましくないということで、近隣の方からの了解が取れていない状況です。

議長 それでは、現地に行かれた委員さんからもご意見をお聞きしたいと思えます。

2番 2番 吉永です。現地を確認に行きましたが、場所的には問題ないと思えます。ただ、地元委員さんが言われたように、水関係で問題があるようです。排水計画では、雨水排水のみで溜枡に集めて側溝に流すことになっているので、問題ないのではないかと思います。

議長 推進委員さんの中に、こちらのことについて分かっている方はいらっしゃいますか。

推進委員 推進委員の鈴立です。人から聞いた話ですが、地下水を飲用に使うので、牛舎が建ったら困るといふ言い方をされているそうです。その農地については、今までも堆肥を置いて飼料を作ったりされていたわけですので、もし、そういうことを考えておられるのであれば、保健所に相談して、建つ前に水質検査をしてもらっておいて、何かあればまたその水を検査してもらって対応するしか方法はないのではないかと思います。

推進委員 推進委員の百枝です。地理的な環境は分かります。水が心配ということであれば、今、鈴立委員が言われたように保健所に水質検査を依頼し、その結果を持っておいたほうが安心ということであれば、それをたたき台にして、再度話し合うということが望ましいと思えます。そして、できるだけ

スムーズに進むように努力をしていただきたいと思います。

事務局 建築予定の農協の方と所有者にお話を伺う機会がありました。水質検査を所有者のほうから実施したいということで、相手に対してはお話をするということです。同意が取れるかどうかについては、まだはっきりお話しできないような状況でございます。

議長 例えば、建設前に今飲料水として飲まれているものの水質検査をして、できた後にもし問題があれば対策を練るといような話で了解を得られるものかどうかなのですが、いかがでしょうか。

15番 15番 松永です。話し合い次第だと思います。こちらから伺っても話が進まないと思います。

4番 4番 大久保です。以前は、畜舎や堆肥舎等を建設するときは、500m以内は、同意書を取らなければならないとなっておりますが、いまはどうなのでしょう。

議長 同意書までは取らなくてよくなっています。

4番 4番 大久保です。地下水に入っていくという可能性はありますか。

議長 松永委員、その可能性としてはありますか。

15番 15番 松永です。なんとも言えません。ちょうど真下なら分かりますが、逸れています。

推進委員 推進委員 早坂です。参考までにお聞かせください。地下水利用権について、今までに事例としてなかったのでしょうか。

議長 以前は、上水道がない時代は、地下水（井戸水）を飲用に使われていたので、色々な問題が出ていました。最近はどここの地区も上水が整備されておりますので、地下水を使うのは雑用水だけです。だから、そういう問題は表には出てきません。今回は特殊で市水道はカルキが入っているから、アレルギー反応を起こすので、地下水を利用しているというものです。

ただ、このクラスター事業は、利用するものにとっても大変有利な事業でもありますし、農業振興上から見ても何とか認めてあげたいと思うのですが、地元の皆様の気持ちも配慮していかなければならないものでございますので、慎重に判断していかなければならないと思います。

推進委員 推進委員の松田です。私たちの地区で養豚業が盛んな頃、田に影響はしませんと言われておりましたが、大雨の時などはどんどん流れてくるわけです。今は、辞められていますのでほっとしております。こちらも、雨水排水は側溝へと書かれておりましたが、一度貯めて流すようにしてもらわな

いと、600m以上離れているとしても、大雨の時は絶対に流れますよ。そういうことで、このことは、条件に入れておいた方がいいと思います。大雨の時に、みんな市道に流すとなれば、私は、大変なことになると思います。いきなり側溝に流すのではなく、一度溜枡で受けてから流していただきたいと思います。

それから、先ほどおっしゃっていた飲み水についても、異常があつてから検査をしても手遅れになります。

2 番 2 番 吉永です。溜枡は作るように言われていました。

推進委員 推進委員 松田です。必ず作ってもらうようお願いしたいと思います。

15 番 15 番 松永です。言いそびれておりましたが、先ほど申し上げた方が反対されておりますが、もうひと方、反対の方がいらっしゃいました。「みなさんが賛成であれば何も言いません。どなたか反対の方がいらっしゃれば、私も嫌です。」とおっしゃった方がいらっしゃいました。

議 長 ありがとうございます。結局、反対の方が2人で、1人の方は、「反対者がおられなければいいですよ、しかし反対の方が1人でもいらっしゃれば、自分も反対します。」ということですね。

15 番 15 番 松永です。今、おっしゃられたとおりです。

議 長 そのほかにありませんか。

5 番 5 番 武部です。説明するための図面関係です。字図と配置図が付けてありますが、方向が一緒であればいいのですが、これはそうになっていません。皆さんも見にくいと思いますので改善していただきたいと思います。

事務局 いま、武部委員がおっしゃったように、50 ページに長野の転用の位置図、それから字図がありますが、これは上に北が来るように添付しておりますけれども、52 ページの配置図が 90 度回転している形になっております。今後は、北が上に来るように資料を添付するようにいたします。

議 長 ほかに何かございませんか。

吉原委員、クラスター事業を活用されておりますが、この件に関して何かご意見はございませんか。

10 番 10 番 吉原です。私の個人的な見解を述べていいものかどうか分かりませんが、こちらの方は、ずっと前から計画をされていて、やっと土地を見つけ計画を進めておられる中で、反対意見もあるということを知りました。クラスター事業に着手する期限が目前に迫っている中、農業振興のためだからひとり二人の反対意見を無視していいものかどうかという、大変難しい問題だと悩みながら、皆さんのご意見を伺っておりました。

そこでは、今までも堆肥を野積みしたこともあったりしたのですが、水脈がその方のところに行っていなかったから、今まで問題なかったのかもかもしれないし、今度されるところは、堆肥を積んでいたところからは、ちょっと上のほうになります。ところが、そこが直接水脈に流れていくことがあるものかどうなのか、そしてボーリングの深層の地下水を吸い上げて使っておられるものかどうなのか分かりません。農業委員としては、農業振興のため事業を進めてほしいのは山々なのですが、反対意見を無視していいものかどうなのか、判断に苦慮しております。やはり、当事者間でお話をされて、水質調査をし、その後、「汚水が出てきた場合」・「水質が変わった場合」等を、農業委員が間に入って文書にしてでも、あと後問題にならないように、慎重に当たっていったほうがよいと思います。

議長　ほかに、皆様方のほうで、ご意見はございませんか。

4番　4番　大久保です。吉原委員さんがおっしゃったように、慎重にならざるを得ないのは分かりますが、一応、法律に照らし合わせるなら600m離れているということ、湧水を利用されていたとして、それを優先しないといけないものなのかどうか、我々農業委員としては、許可するべきだと思います。例えば太陽光発電施設にしても、まぶしいと言われた場合、それを優先するのかということです。それが、法に触れていなければ農業委員会としては、許可をするべきだと思います。ただ、本人も水質検査をすることおっしゃっているということですし、今後も水質検査を定期的にしていくということを一筆残してもらって、許可するべきだと思います。

議長　はい、ありがとうございます。重要な案件でございます。ほかに皆様方から、ご意見はございませんか。

6番　6番　大川内です。52ページに堆肥舎がありますが、糞・尿の対応として下のほうに記載があります。「牛房内敷料として、オガコを利用することで、糞尿と混ざり合い発酵することで、流れ出すことは無い。また、換気扇により常時施設内微風が発生することで、より発酵・乾燥を促す」とあります。このようなことも念頭において考えなければならないと思います。

私の意見としては、大久保委員と同じです。

議長　はい、ありがとうございます。いま、県のほうに確認したところ、来月の委員会でも間に合うということでございますので、それまで一カ月あります。地元委員が中心になって、設置者と反対されている方を集めて、意見を聞いたうえで、対策を検討していただだけませんか。直接の事業担当は農林課ですけれども、転用関係は農業委員会になります。必要であれば農林課や事務局のほうからも出向くようにして、お互い納得できるようにしていきたいと考えます。

そういうことで、今回は保留にして検討いただだけませんか。

- 10 番 10 番 吉原です。地元の委員が中心になってというお話でしたが、農業委員会の事務局も入って行った方がよいのではないかなと思います。
- 議 長 それは当然です。
- 事務局 先ほどから、同意を取った方がよいということがありました。現時点で、法的に農業委員会が転用に関して同意書をとるのにある程度限定されております。近隣農地に害を及ぼす恐れがある場合のみ同意をとりなさいということなので、法的に言えばこの案件については同意をとる必要がないということになります。しかし、内容が非常にナイーブなものでございますので、事務局も入って調整をしたうえで、来月またお願いしたいと思います。
- 議 長 1 ヶ月ありますので、慎重に進めていただきたいと思います。地元委員さん、お世話掛けますけどよろしく願いいたします。
それでは、議案第 29 号は、今回は保留ということによろしいでしょうか。
- 委 員 異議なし。
- 議 長 異議なしと認め、議案第 29 号は保留とさせていただきます。
次に、議案第 30 号 非農地証明についてを議題といたします。
- 事務局 議案第 30 号 非農地証明願について、申請書に基づき調査した結果を説明いたします。
前のスクリーンに申請地の現況を映しておりますので審議の参考にしてください。現地の位置図を 58 ページに議案の資料図面として添付しております。申請地は、「市道等の拡張により取り残された狭隘な土地で台帳地目が農地、現況地目が非農地であるもの」に該当するものです。申出人は記載のとおりです。申請の内容は、志佐町庄野免、地目は畑、556 ㎡について、平成 3 年の市道庄野中央線改良工事の際、部分的に買収された残地であります。現場は、市の補償工事により倉庫への進入路及びその法面工事が行われ雑種地の様相となり現在に至っております。その後、国土調査実施の際に、登記簿上の地目が畑のままで雑種地が変わっていません。証明を受けようとする物件の状況は、宅地への進入路の雑種地で一部は樹木が自生しております。
非農地証明願についての説明は以上であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議 長 議案の説明が終わりました。ここで、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。
- 3 番 3 番 柿山です。事務局及び担当委員さんと現地を確認いたしました。事務局の説明にもありましたとおり、現況は農地の状態ではありません。

した。

議長　それでは、現地確認に行かれた委員さんからもご意見をお願いいたします。

2番　2番　吉永です。現地を確認してきました。現在は農地の様子ではありませんでした。事務局の調査の内容のとおり、市道の拡幅の時点で今のような状況であったということなので証明書を交付して差し支えないと思います。以上です。

議長　ありがとうございました。地元委員、現地に行かれた担当委員さんからも、非農地証明を交付するのは止むを得ないだろうということをございました。

ここで、質疑を受けたいと思います。この案件につきまして、何か、ご意見等はございませんでしょうか。

何か、ご意見はございますか。

よろしいでしょうか。

委員　はい。

議長　それでは、異議なしと認めます。よって、議案第30号は、申請どおり証明書を交付するものといたします。

次に、議案第31号　農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局　7ページをご覧ください。議案第31号　農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を平成30年5月1日としております。8ページに農用地利用集積総括表を添付しております。9ページに賃貸借権の再設定分、10ページに賃貸借権の新規分、11ページに使用貸借新規分を記載しておりますので、担当地区の農業委員さんにご確認をお願いします。12ページから15ページには、契約についての共通事項を記載しておりますので、よろしくお願いたします。

議長　事務局の説明が終わりました。担当地区の委員さん、再度お目通しをお願いしたいと思います。

何か、お気付きの点はございませんか。

意見もないようですので、計画どおり決定することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 31 号は計画どおり決定することとし、公告予定を平成 30 年 5 月 1 日といたします。

次に、議案第 32 号 農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局

16 ページをご覧ください。議案第 32 号 農用地利用配分計画案についてでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求められたので、意見書を提出するものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条は、計画案の提出等の協力という条項になっており、農地中間管理機構は市町村に対し、農地利用配分計画案を作成させて、提出を求めることができると規定がございます。その際、意見を求められた市町村はその作成にあたりまして、必要があるときは農業委員会の意見を聴くと規定されています。

それでは、17 ページをご覧ください。公社から A ㈱に貸付ける分で、10 年間の賃貸借契約になります。18、19 ページに A ㈱の経営状況を記載しております。

20 ページは公社から B 氏に貸付ける分で、10 年間の使用貸借になります。21 ページに B 氏の経営状況を記載しております。B 氏は、福岡市からの I ターンにより福島町で新しく農業を始められた方で、現在、田中康農業委員の下でアスパラガス栽培の研修を受けておられます。その研修も今月で終了し、10 月からは独立してアスパラガス栽培に取り組まれる予定となっております。

22 ページは公社から C 氏に貸付ける分で 6 年の使用貸借になります。23 ページに C 氏の経営状況を記載しております。24 ページは公社から D 氏に貸付ける分で、10 年の賃貸借になります。25 ページに D 氏の経営状況を記載しております。26 ページは公社から E 氏に貸付ける分で、使用貸借（AtoA）になります。27 ページに経営状況を記載しておりますので、ご審議方よろしくお願ひします。

議長 議案の説明が終わりました。ここで皆様からの質疑を受けたいと思いません。

何かございませんか。

何もないようですので、原案どおり決定することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、計画は問題ないという意見を提出するものといたします。

ここで、暫時休会といたします。

それでは、再開いたします。

議案第 33 号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

事務局

議案第 33 号 農業振興地域整備計画の変更につきましてご説明いたします。

今回、農業振興地域内の農地について、農業振興地域整備計画変更の申請書が松浦市長に提出されたことを受けて、農業振興地域整備計画の変更に基づき、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、農業委員会へ意見が求められておりますので、その内容についてご説明いたします。

事件番号 1 番は、農用地区域への編入を目的とした申請であります。申請地の位置図を 59 ページから議案の資料図面として添付しております。申請地周辺は農用地区域で、赤で囲んだ場所が今回農用地への編入する土地です。申請地は御厨町前田免、地目は畑、面積が 902 m²です。申請者は、記載のとおりで大阪府和泉市へ転出されておりますので、代理で親族の方で申請が上がっております。編入理由は、荒廃農地等利活用促進交付金を受けて農地としての利活用規模拡大をするものであります。耕作者が飼料作物を作る予定であります。これにより、農業振興に寄与するものと思われれます。現地につきましては、確認をしております。

続きまして、事件番号 2 番です。これは、農用地区域から除外を目的とした申請です。申請地の位置図を 61 ページに添付しております。申請者は、記載のとおりです。位置図の赤色で囲まれた場所が、今回除外申請の土地であります。場所につきましては、星鹿町牟田免、地目が畑で 965 m²です。なお、変更の承認後におきましては、申請地に隣接する、F 株式会社より産業廃棄物収集運搬業用車両の駐車場として利用する計画があります。周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと思われれます。

続きまして、事件番号 3 番です。これは、農用地区域から除外を目的とした申請です。申請地の位置図を 62 ページに添付しております。申請者は、記載のとおりです。位置図の赤色で囲まれた場所が、今回の除外申請の土地であります。場所につきましては、星鹿町岳崎免、地目は畑の 2 筆で面積合計が 1,897 m²です。なお、変更承認後においては、申請者本人による太陽光発電施設としての利用計画がございます。周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと思われれます。

続きまして、事件番号 4 番です。これは、事件番号 3 番と同じ所有者で場所につきましても、事件番号 3 と近傍地で農用地区域から除外を目的とした申請です。申請地は、星鹿町岳崎免、地目は畑で 1,236 m²です。申請地につきましても、また、変更承認後においても、事件番号 3 番と同様に申請者本人による太陽光発電施設としての利用計画がございます。周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないかと思われれます。

続きまして、事件番号 5 番です。これは、農用地区域から除外を目的とした申請です。申請地の位置図を 62 ページに添付しております。申請者

は、記載のとおりです。位置図の赤色で囲まれた場所が、今回の除外申請の土地であります。場所につきましては、星鹿町岳崎免の2筆で面積合計が1,335㎡です。なお、変更承認後においては、申請者本人による太陽光発電施設としての利用計画がございます。周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと思われま

す。続きまして、事件番号6番です。これは、農用地区域から除外を目的とした申請です。申請地の位置図を62ページに添付しております。申請者は、記載のとおりです。位置図の赤色で囲まれた場所が、今回の除外申請の土地であります。場所につきましては、星鹿町岳崎免、地目は畑で1,328㎡です。なお、変更承認後においては、申請者本人による太陽光発電施設としての利用計画がございます。周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと思われま

す。続きまして、事件番号7番。これは、農用地区域から除外を目的とした申請です。申請地の位置図を63ページに添付しております。申請者は、記載のとおりです。位置図の赤色で囲まれた場所が、今回の除外申請の土地であります。場所につきましては、志佐町栢木免、地目は田で2,425㎡です。なお、変更承認後においては、転用者による太陽光発電施設としての利用計画がございます。周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと思われま

す。続きまして、事件番号8番。これは、農用地区域から除外を目的とした申請です。申請地の位置図を64ページに添付しております。申請者は、記載のとおりです。位置図の赤色で囲まれた場所が、今回の除外申請の土地であります。場所につきましては、御厨町西田免、地目は畑で3,701㎡です。なお、変更承認後においては、申請者本人による太陽光発電施設としての利用計画がございます。周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと思われま

す。続きまして、事件番号9番。これは、農用地区域から除外を目的とした申請です。申請地の位置図を65ページに添付しております。申請者は、記載のとおり、地目は畑で264㎡が記載のG氏、地目が畑で267㎡が記載のH氏であります。

なお、変更の承認後におきましては、申請者本人が建設業を営んでおりその会社で利用する資材置場及び来客用駐車場用地として利用する計画があります。周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと思われま

す。以上が議案第33号における農業振興地域整備計画の変更内容であります。編入1件、除外が8件でございます。

農業振興上問題がないかご審議頂き、その結果を農業委員会の意見として回答いたしますので、ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

議案の説明が終わりました。市長部局のほうから、意見を求められている案件でございます。事件番号1について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いま

推進委員

推進委員の松田です。こちらは道脇の結構広いところでした。今は、寒根蔓などが生い茂っており原野の状態でした。こういうところが出たら、

環境整備にもなりますので、認めてあげた方がいいと思ってみてきました。以上です。

議長 ありがとうございます。事件番号2についても地元委員さんからお願いいたします。

16番 16番 藤川です。23日に農業員の方、事務局の方と共に現地確認をいたしました。そこで、農地から除外するのは問題ないと確認しましたが、この道路を作るには、いろいろ問題があります。下から申請地までの高さが相当あり、その中間に赤線が入っていて、そこを利用する方がいらっしやいますので、申請者の方と、利用される方が立ち会って話を進めなければならないと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。次の事件番号3から6までは、同じ担当委員になりますので、推進委員の松瀬委員、よろしく申し上げます。

推進委員 推進委員の松瀬です。今事務局のほうから、説明がありましたとおり3から6につきましては、山林原野化しておりまして、こちらを農業振興地域から外すのは問題ないと思います。また、この山林原野化しているところに太陽光発電施設を設置した方が有害鳥獣の住処にならずに済みます。そういうことで、環境的には良くなると思います。周辺地域も相当荒れておりますので、今後は農地パトロールの際に、農地から外すような判断をして、非農地通知を出すのが妥当だと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。事件番号7についてもお願いいたします。

10番 10番 吉原です。土地の所有者は、数年前に納屋からの出火で火災に見舞われ農機具をすべて焼失されております。農機具が無くなった後は、耕作されておらず、ススキなどが大きくなって猪の住処になっています。申請地の周辺はその方の農地の中にあります。そういうことから、農振地から除外しても何ら問題はないと判断してまいりました。
よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。次になりますが、今日は安永委員さんが欠席でございますので、松田委員さんに事件番号8番、9番について説明をお願いします。

推進委員 推進委員の松田です。8番については、大変広い畑でもったいない気もします。しかし、耕作しないということであれば太陽光発電施設を設置するしかないのかなと考えます。周りに住宅もなく、排水についても迷惑のかかるようなところはありません。そういうことから、特に周辺に影響はないものと判断してきました。

次に9番です。周りに住宅があるもので、所有者に日照権などについてお話をしました。そうしたところ、建物を建てるのではなく、平地に資材

や車を置くだけだということでした。そうであれば、近隣の住民の方への影響もなく、問題はないものと思います。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、現地に行かれた委員さんからもお話をいただきたいと思います。

1番 1番 伊藤です。事件番号1については、農用地区域の編入ということですので。農地として活用していくということで、大変いいことで問題ないと思います。

2番につきましては、地元委員さんからお話がありましたとおり、除外については問題ないと思いますが、懸念されております赤線等については、協議の必要があると思います。

3番、4番、5番、6番につきましては、地元委員さんの言われたとおり、原野化しており、近隣に同じ施設もあるということで特に問題はないと判断してきました。

7番、8番についても除外するのに問題ないと判断しております。

9番につきましては、周りはみんなご自分の土地だと聞きました。現地委員さんの報告のとおり、問題ないものと思います。以上です。

2番 2番 吉永です。7番についてご報告します。地元委員さんからの報告のとおり、こちらは屋敷の上の段にある農地です。今のままにしておくと猪の住処になりそうな状態です。田に戻すのは困難だと思います。太陽光発電施設ということですが、周りに影響を及ぼす恐れはないと思います。以上のことから、除外しても問題はないものと判断してきました。

議長 ありがとうございます。地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんからも、計画の変更については問題ないだろうというご意見でした。

ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。これらの案件につきまして、ご意見等はございませんか。

5番 5番 武部です。太陽光発電施設については特に、4条、5条の取引になるのでしょうか。

事務局 農用地では転用ができないという大原則があります。ですので、まず初めに農用地の除外をした後、県と協議をしまして、その後、松浦市のほうで告示をします。何も異議が出なかった場合、農用地から除外されます。その後で4条なり5条なりの手続きができますので、現時点では農用地除外について、農業委員会としての意見を伝えることが農業委員会の役割になりますので、また、別の手続きが必要になるということです。

5番 5番 武部です。振興地から外すということですか。

事務局 松浦市の場合、ほとんどの範囲が農業振興地域に含まれております。その中で重要な農地だけが農用地として指定されております。その農用地は

原則転用ができませんので、その農用地から除外することで、転用が可能になるということです。

5 番 5 番 武部です。分かりました。

議 長 ほかに何かございませんか。

ご意見もないようですので、こちらの農業振興地域整備計画の変更については、農業振興上問題ないという意見を付して、進達することに異議はございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 33 号は編入、除外について農業振興上問題ないという意見を付して提出するものといたします。

次に、議案第 34 号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。農業委員さんに係る案件でございます。」

(関係委員 退席)

事務局 議案第 34 号 農業振興地域整備計画の変更について事件番号 1 番についてご説明いたします。申請地の位置図を 66 ページに議案の資料図面として添付しております。位置図の黄色い部分が申請地周辺の農用地区域で、赤で囲んだ場所が申請地、新たに編入する土地です。申請地は松浦市福島町喜内瀬免、現況地目は畑で 30,384 m²です。所有者は記載のとおりです。ここは、もともとあった山を切り開いて採石場として業者に貸し付けてあった土地で、現在は事業の終了とともに所有者に戻されておりますが、土地を返却するときは農地として整備するということが貸借当初の条件とされていたため、現在は農地として整備されております。申請の理由は、産地パワーアップ事業を活用するため、農振農用地区域に編入するものです。申請地の利用状況ですが、現在は全体のうち、農地部分が約 1.5 ヘクタール程度あり、その一部に所有者がイチゴを栽培されており、また、所有者の子がアスパラガスを栽培されております。今回事業を活用されるのは、所有者の子で、規模拡大のためアスパラガスの連棟ハウス 3 棟と点滴灌水及び黄色蛍光灯を整備されるとのことです。

説明は以上です。当該申請地を農用地区域に編入することについてご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 議案の説明が終わりました。質疑に入ります前に、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。早坂委員さんお願いいたします。

推進委員 推進委員の早坂です。現地調査の当日、事務局と担当委員さんと共に確認いたしました。特に問題はないと判断いたしました。

議長 ありがとうございます。続きまして、現地を確認に行かれた委員さんからもご意見をお願いいたします。

2番 2番 吉永です。とても広いところでした。編入については特に問題はないと思いました。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員並びに現地に行かれた委員さんから、特に問題はないというご意見をいただきました。ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。この案件に関して、ご意見等はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第 34 号は、農業振興地域整備計画の変更については問題ないという意見を付して提出するものいたします。

(関係委員 着席)

次に、議案第 35 号 荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。

事務局 議案第 35 号荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について説明いたします。

佐賀県東松浦郡 I 氏からの申し出によるものです。対象地は鷹島町阿翁浦免、地目は畑で合計 2 筆の 1,253 m²です。事情を伺いますと野菜・果樹等を栽培していた畑ですが、昭和 56 年頃の道路改良工事に伴い耕作をやめられて 30 年以上が経過しており、現況を確認したところ、雑木がかなり自生しており、原野化しているため、農地に復旧するには困難な状況でした。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 それでは、まず地元委員さんのご意見をお聞きしたいと思います。

18番 18番 瀬川です。事務局からの説明のとおりでございます。申請人は、地元において耕作された形跡はなく、親類の方が 40 年ぐらい前に少し耕作をされていた模様です。国土調査が終わってから 40 年ほど経っているわけですが、その時は少し作られていたようです。現在は、畑として使われるような状態ではなく、農地に復旧するのは大変困難な状況でございます。

ご審議のほど、よろしくおねがいたします。

推進委員 推進委員の吉田です。事務局と瀬川委員からの説明のとおり、山林化しており、農地に戻すことは不可能であると判断いたしました。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元の委員さんがたからも農地に復旧するのは難しいとのお話でございました。皆さまからの質疑を受けたいと思います。この案件につきまして、何かご意見等はございませんでしょうか。

何かご意見はございませんか。

ご意見もないようでございますので、申請どおり非農地通知を交付することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 35 号は申請どおり非農地通知を交付するものとしたします。

次に、議案第 36 号 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の公表について、それから関連がございますので、議案第 37 号平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の 2 議案を議題としたします。

事務局 それではご説明いたします。議案第 36 号 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の公表について、議案第 37 号 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の公表についてご説明いたします。こちらにつきましては、6 月の総会で改めて決定していただきます。今後の予定でございますが、1 ヶ月間農業委員会の窓口及びホームページでこの計画案を公表いたします。その間農家の皆様から意見を募るようにしております。その意見等が出るのが 1 ヶ月後の 5 月末ぐらいになりますので、この決定については改めて 6 月の農業委員会でお諮りをしたいと思います。本来であれば、29 年度の実績と 30 年度の計画について、詳細にご説明をしないといけないのですが、若干時間も押しておりますので、改めて 6 月の総会の折に説明をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

平成 29 年度の点検・評価の大まかなところですが、38 ページをご覧ください。集積関係は目標 664ha に対して、実績が 695ha で達成状況が 104.67%となっております。39 ページに新規参入目標 5 経営体に対しまして実績が 4 経営体で 80 パーセントの達成状況となっております。40 ページの遊休農地に関する措置では、管内の農地面積に対し遊休農地が 5ha で 0.23%となり、28 年度からすると若干増えている数字となっております。ただし、これは県内で一番低い数字だと思います。29 年度の目標は 0.5ha としておりました。一部回復したところがあったのですが、8 月 9 月に調査をした後 1、2、3 月で実績に反映されていなかったために解消実績がゼロとなっておりますが、実際には年度内に 2ha ほどは解消できています。あとについてはご覧いただければと思います。

30 年度の目標関係は、30 年度になって新たな体制になっており、1 ページがその内容となっております。農地の集積関係についてはだいたい 15ha

から 30ha ぐらいを増やしていこうということになっていますので、その分で若干目標値を上げてきているということです。それと、新規参入についても、農地面積と経営体について目標を立てたということになります。

遊休農地面積は 5ha ありますので、できれば年間に 1ha ずつ解消していきながら、また減らしていきたいというのが大まかな内容になります。

一応こちらのほうを公表して、それから審議して決定するのが 6 月ということになります。今回は、この公表について決定をしていただきたいと思っておりますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

議長 事務局のほうから、活動の点検・評価の公表についてということと、活動計画の公表についての説明がございましたが、目標については 6 月の総会の折に詳しく説明をするということでございましたが、36 号の点検・評価につきまして、皆様方からご意見等はございませんでしょうか。

ご意見もないようでございますので、案のとおり公表することとしてよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは、議案第 36 号につきましては、公表予定を 5 月 1 日とさせていただきます。

また、37 号の計画につきましては、6 月に詳しく説明があることですが、こちらも公表することとしてよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 議案第 37 号も、公表予定を 5 月 1 日といたします。
そのほか、追加議案がありますので、事務局のほうから説明いたします。

事務局 議案第 38 号 追加議案でございます。松浦市の農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてでございます。農業委員会等に関する法律 第 7 条に基づき松浦市農業委員会「農地等の利用に関する最適化の推進に関する指針」を別紙のとおり定めるものでございます。こちらについては、この決定がされましたら 5 月 1 日に公表をしようと思っております。公表につきましては、内容についてそれぞれの総会でさせていただいたわけですが、4 月 1 日以降の農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動の実績に応じた報酬が 4 月分から加算されていきますが、その加算の根拠になるものでございます。現在の報酬に毎月最大 2 万円が加算されることとなります。それは、この決定がない限りその加算が付かないということとなります。

内容につきましては、既にお話しておりますけれども、具体的には 3 ページに記載しております。

遊休農地の解消目標としましては平成 30 年から平成 35 年までに 0.071% まで落としていこうということにしております。遊休農地はほとんどない

状態にはなっていますが、どうしても毎年増減があります。その増減を繰り返しながら、35年までに2haにまで落としていければと思っております。

次に、農地中間管理機構との連携についてでございますが、35年度までに担い手への集積率を80パーセントまで上げましょうというのが国の目標値となっております。その集積については、ほとんどを農地中間管理機構を使ってくださいということなのですが、4ページの表に上げております数値は、本人が違う相手に貸すというものだけの集積に数値になっております。現実的には担い手の方自身も農地をお持ちですので、集積はどんどん上がっていきます。ただ、農地中間管理事業では、自分がお持ちの農地も、一旦、農地中間管理機構に貸していただいて、再び借り入れるというAtoAという方式があります。そのAtoAはこちらには反映されておられません。

担い手への農地利用集積目標ですが、農地面積としては現在2,869haですが、山林原野化していくところも考えて、35年3月で2,800haとしております。また、集積面積が696haのところを35年には1,000haにまで持っていこうという目標値を定めている状況でございます。

3番目になりますが、新規参入者を上げていこうということで30年3月から35年3月までの計画を挙げさせていただいております。新規参入者として、集落営農法人も今後考えていかなければならない、もちろん企業も考えていかなければならないと思います。地域を守る人をいかに育てるか、人農地プラン等も含めたところで地域を支えていながら地域の担い手、新規参入者に農地を集めていきたいと思いますという計画でございます。目標数値は平成30年3月までに25人7ha程度、法人としては12社30haまではと考えております。12社といいますと多いように感じますが、集落営農法人を含めた考え方ですので、その辺は考慮していただきたいと思います。以上、これを公表することで我々の長期的な目標として設定させていただき、ホームページで公表していくことで自分たちの身を引き締めて頑張っていたらこうというのが今回の目的でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長

今、追加議案として松浦市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、事務局より説明があったわけですが、今度の新法では、必ず指針を作って、それに基づいた最適化の推進を行うこととされております。この指針に沿って進めていきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。これは毎年見直していくことになります。

何か、ご意見等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。意見もないようですので、松浦市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるものといたします。

それでは、協議事項に入ります。

事務局

指針のほうを決定していただきましたので、この指針に基づいて、農業委員会総会とは別に、月の半ばぐらいになると思いますが、最適化に関する会議というものを開くようになります。この分については、地域ごとに

課題と目標値を設定した上で、農地の集積に向けた話し合いを進めていく、もしくは、遊休農地があるとすれば、その遊休農地をどうしていくかということ協議していただく場になります。農業委員と農地利用最適化推進委員相互の意見交換の中でその方針を地区ごとにまとめていく場になりますので、この指針の決定を受けた上で、今後その日程について、ご案内することになると思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

連絡網をお作りしています。今後は、こちらを使って連絡を取っていただくこととなります。少なくとも、前の人と後の人についてはきちんと把握しておいていただくようよろしくお願いいたします。

それからもう1点、委員名簿を作っておりますが、それぞれで確認していただき、もし間違いがありましたら修正させていただきますので、事務局の方までご連絡をお願いいたします。

議長

先ほど、局長のほうからありましたが、今までは総会が月に一回でしたが、今年から、最適化交付金をもらうには総会とは別の日に農地利用最適化推進会議というものを開かなければならなくなりました。今後月に2回出てきてもらうこととなりますが、その分今までの報酬に上乘せになってきますので、そのことをご理解の上、どうぞよろしくお願いいたします。

もう1点、毎月お配りしている総会の議案ですが、これには個人情報がたくさん詰まっています。議案の取り扱いには十分に気をつけられるようお願いいたします。3月で退任された委員さんからも、今までの議案の取り扱いについてお問い合わせをいただきましたが、焼却してもらうようお願いしております。皆様方は、これから使っていきますので、取り扱いには気を配っていただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次回の開催ですが、5月25日 金曜日 13時30分 市民ホールを予定しております。これで4月の農業委員会を閉会いたします。長時間お疲れさまでした。

<閉会の時刻>

17時 25分